

## 平成25年度

### 社会福祉法人北秋田市社会福祉協議会事業計画書

#### 基本計画

現在、秋田県の高齢化率は30.4%と全国一となっており、毎年、人口減少が続く中で少子高齢化も急速に進行しています。県内でも先行地域である本市においてはその傾向が一層顕著になっており、37.6%と県内でも5番目に高い高齢化率になっております。地域福祉と社会福祉協議会の役割の本質が問われている今、25年度は地域の基盤づくりを福祉の側面からどう再形成していくかを課題に活動を展開していきます。

平成24年10月に全国社会福祉協議会が提唱した「社協・生活支援強化活動方針」は、秋田県社協が市町村社協と一緒に取り組んできた「地域福祉トータルケア推進事業」と重なっており、今後も核となるコミュニティソーシャルワーカーの育成をはじめとし、公的サービスだけでは対応できない制度の狭間にある生活ニーズをいかに事業として具現化していくかが求められております。当社協でも合併して8年が経過したなか、25年度は新たな取り組みとして北秋田市全域を対象とした均一なサービスの展開、ニーズに対応した新事業の実施を実現するために地域福祉事業職員を本所中心とした体制で取り組んで参ります。

また、北秋田警察署と地域安全活動に関する覚書を締結し4年目になります。今後も一層相互に連携し、住民の安全と安心を確保するためのセーフティネットを推進します。

地域生活を支える資源の原点は人材であることから、保健・医療・福祉の専門職の確保及びその養成と資質向上に努めていますが、高齢者の増加に伴い介護従事者の不足が当法人でも深刻な問題となっています。「働きながら資格をとる」プログラムの実施を進めるにあたって、地元雇用の促進を図りながら人材確保を推進します。

介護保険事業においては、全職員が利用者本位にたったサービスと利用者の自立支援のために一人ひとりに向き合い、心に寄り添うケアの実践に努めると共により一層関係機関との連携、協働による取り組みが不可欠になっております。当法人においても市の第5期介護保険事業計画を踏まえ、事業の整備に向けて積極的な取り組みを進めます。

今後も制度の狭間を支援する事業づくりを推進しながら地域住民の意識を開発し、地域に根差したケアコミュニティをめざします。

## 今年度の重点目標

- ① 住民参加・協働による地域福祉事業の推進
- ② 地域における支え合いの仕組みの構築
- ③ 地域に根ざした総合相談・援助体制の確立
- ④ 社協会員の加入促進
- ⑤ 低所得者層への支援の強化
- ⑥ 透明性、中立性、公正さのある運営の確立
- ⑦ 中長期の経営計画と新たな組織体制の確立
- ⑧ 人材育成と教育システムの確立

## 活動方針

### 1、会務の運営

- ① 定款に基づき、適正な法人運営を図るため、理事会、監事会、評議員会を開催します。特に理事会については法人の執行機関としての機能を強化します。また、正副会長会議、各地域福祉センター運営委員会、総務委員会、企画委員会、たすけあい資金運営委員会等を開催し、地域のニーズに対応した事業の推進や各種規程の見直しについて取り組みます。
- ② 先駆的な事業を実践している社会福祉協議会の視察や他の法人の運営する施設の現状や経営について学び、今後の取り組みに生かすため役員、評議員研修を計画します。
- ③ 内部監査として役員監事3名により、半期毎に財務と業務の監査を実施し、定期的に公認会計士による指導を受け、経理の透明性の確保と専門的観点から財務状況の分析を行い、明晰な会計処理を行います。

■ 正副会長会議	随時
■ 理事会	年 4回
■ 評議員会	年 3回
■ 監事会	年 2回
■ 各地域福祉センター運営委員会	年 1回

■ 総務委員会	年 1回
■ 企画委員会	年 1回
■ 苦情解決第三者委員会	年 2回
■ たすけあい資金運営委員会	年 1回
■ 役員・評議員研修	年 1回

- ④ 現場第一主義に基づいた業務改善による経費の縮減を図ると共に継続的に事業評価やコスト把握の上にたった財政計画を策定します。
- ⑤ 公費財源や自主財源の確保など安定的な経営に努めます。
- ⑥ 内部組織の強化を図ります。

■ 法人経営会議	月 1回
■ 運営会議（各センター、施設）	月 1回
■ 苦情解決会議（各センター、施設）	月 1回
■ 安全衛生委員会（たかのす、もりよし、ケアタウン）	月 1回
■ 看護専門部会	月 1回
■ 感染症対策委員会	月 1回

## 2、総合企画・啓発活動

- ① 『第9回北秋田市社会福祉大会』を開催し、広い分野から多くの住民に参加いただき、住民の福祉意識の高揚を図ります。また、福祉関係者及び地域住民の意見交換、合意形成の場づくりとして、全地域を対象とした住民参加型事業を開催します。
- ② 本会の事業、地域の福祉活動、在宅福祉サービス、介護サービス、心配ごと相談に関する情報を提供するため社協だよりを年6回発行します。
- ③ ホームページを充実させ、情報提供機能強化に努めます。
- ④ 社協会員の加入について、さまざまな機会に住民の皆さんに社協の会員制度について理解いただくように努め、積極的な加入促進を図ります。

## 3、福祉を支える人づくり

- ① 住民のニーズに対応し、問題の解決を図るためには、福祉関係機関、団体とネットワークを形成すると共に、小地域ネットワーク活動を支える近隣協力員の育成を図

ります。

- ② 住民の多様な相談にきめ細かにトータルで対応できる体制をつくるためには、職員の専門性の確保とレベルアップが求められます。住民の複雑化・多様化した相談に適切に対応できるよう計画的に職員研修を実施すると共に資格取得を奨励します。
- ③ 介護職員の人材確保は喫緊な課題となっており、「働きながら資格をとる」介護雇用プログラムとして社協独自の「介護職員初任者研修」を実施し、介護の現場を支えるマンパワーを安定的に確保できるよう努めます。
- ④ 福祉教育として、将来を担う子供たちを対象として、地域のさまざまな事柄やさまざまな人とのふれあい、体験を重ねることで思いやりの心を育むことを目的に『福祉体験学習』『ボランティアスクール』を開催します。高校生を対象とした『インターンシップ』（就学体験学習）を受け入れます。
- ⑤ 地域のボランティア活動を推進するため、ボランティアグループ及び個人、連絡協議会の活動を支援します。また、多くの住民にも福祉活動に参加していただくよう『ボランティア養成講座』を開催します。

#### 4、健康と生きがい、仲間づくり活動の推進

- ① 住民の関心の高い介護予防の一環として、地域における交流の場や地域住民が気軽に参加できる福祉活動の場としての『いきいきサロン』の取り組みを強化します。高齢者の閉じこもりを防止し、社会参加促進を図り、誰もが健康で生き生きとした老後を送れるよう地域全体で支援できる仕組みづくりに取り組みます。今年度も自治会や町内会単位での居場所づくりの支援に努めます。
- ② 介護保険制度についてはわかりにくい点も多く、実際、要介護状態になってから制度のしくみを理解することは大変なことから、元気なうちから介護保険や介護施設についての知識を身につけることも一つの介護予防としてとらえ、健康体操、歯の健康などのプログラムも取り入れた『介護予防教室』を地域に出向いて開催します。
- ③ 住民のニーズに対応するため、介護の基礎を習得するための『介護教室』を開催します。
- ④ 介護者は介護の大変さから疲れや強い負担感を感じている人も多く『介護者リフレッシュ事業』を開催し、介護者支援を実施します。
- ⑤ 一人暮らしの高齢者も増加しており、他者との交流の機会も少なく孤独になりやすいため、地区ごとに『一人暮らし高齢者交流会』を実施します。

- ⑥ 老人クラブ連合会、身体障がい者協会、手をつなぐ育成会等の当事者団体の活動支援を行い、健康と生きがい、仲間づくりを推進します。

## 5、地域福祉活動の推進

- ① これまでの地域とのネットワークや個別支援の実践を基礎に、「地域に出向いていくこと」を徹底し、制度の狭間や支援につながりにくい生活課題を発見し、問題解決に向けた事業展開と支援のネットワークづくりに取り組みます。
- ② 全市を対象とした全職員による『全戸訪問活動』を今年度も継続して実施します。「あなたとご家族のお困りごと、何でもご相談ください」をスローガンに社協職員が地域に出向き、地域の問題を一緒に考え、実践を積み重ねながら、社協への信頼が高まるよう努めます。相談事項の解決については、行政、民生委員・児童委員をはじめ、関係機関とも密接な連携をとりながら取り組みます。
- ③ 障がいのある方が地域で安心して生活を送れるように障がいに対する正しい理解の普及は重要であり、一人ひとりの障がいに適した支援のネットワーク、見守りが構築できるよう関係機関と連携しながら、さまざまな機会を通じて啓発を図っていきます。『特定・障害児・一般相談支援事業所』の機能を強化します。
- ④ 災害時に各関係機関が協力して災害ボランティアの活動が迅速かつ効果的に行われるよう、「災害ボランティアセンター設置運営マニュアル」を平成25年度中に作成します。
- ⑤ 災害時の被災者への支援として、災害ボランティアコーディネーター、介護職員等の派遣を積極的に行います。
- ⑥ 県社協の『町内会・自治会福祉推進事業』の指定を受け、坊沢相善では小地域活動として、住民が主体となって課題の解決に取り組む仕組みづくりを実践しました。今後も坊沢相善をモデルとし、他自治会・町内会での居場所づくりの普及を協働で進めながら、地域での支え合い事業の展開に努めます。
- ⑦ 「地域支え合い体制づくり事業」から助成を受け、要援護者を対象とした買い物支援のためのマイクロバス、除雪のために貸出する除雪機を整備しましたが、残念ながら除雪機に関しては平成24年度申込みがありませんでした。今後も地域の支え合いを推進するにあたって、再度住民へ事業の周知を行うとともに、自治会町内会、民生委員・児童委員と連携し、要援護者等の実態把握、相談、見守りなどを通してニーズへの支援活動を行います。

- ⑧ 民生委員・児童委員、消防本部と連携しながら、一人暮らし高齢者世帯等の自宅を訪問し、火災警報器の設置や避難経路の確認を行う『防火査察指導』を実施します。
- ⑨ 近年の経済状況の悪化により、経済問題で悩んでいる方も増加しているため、低所得者層等を対象とした『たすけあい資金貸付事業』の情報提供を行い、周知を図ります。また、県社協からの委託事業である『生活福祉資金貸付事業』についても市町村社協の役割が重要になっており、必要に応じて資金紹介や他制度へのつなぎなどの相談支援を強化します。また、相談者が気軽に相談できる雰囲気づくりやたらい回しにならないよう関係機関と連携しながらワンストップサービスをめざします。
- ⑩ 市からの委託事業として『福祉の雪事業』『外出支援サービス』『食の自立支援事業』『家族介護用品支給事業』『緊急通報システム事業』等の在宅福祉サービスを継続して取り組みます。
- ⑪ 市からの委託事業として『心配ごと相談事業』に継続して取り組みます。家庭問題、経済問題、心の健康、法律問題等住民のさまざまな悩み、心配ごとを身近に相談できる体制を整え、関係機関とも連携しながら問題解決を図ります。近年、法律に関する相談も増えていることから、『無料法律相談』も継続して開催します。
- ⑫ 地域において認知症の方が増加している状況から、医療と介護の密接な連携のもとに適切なサービスを提供できるよう努めます。本人及び家族を支援するためには住民の理解も不可欠なことから、『認知症ケア講座』を開催します。「認知症介護指導者」の資格を取得した職員を地域に派遣し、認知症に対する住民の理解を深めるようにします。
- ⑬ 安心して地域で暮らし続けるためには、認知症の方等の金銭管理も重要な生活支援であることから、独自で『金銭管理等事業』を取り組んできました。しかし、近年の利用者増加や独自制度の限界に伴い、全国的な制度の「日常生活自立支援事業」への移行を進めます。
- ⑭ 未婚化、晩婚化に対し、県と県社協等が立ち上げた「あきた結婚支援センター」の事業に協力し、少子化対策への一助となるべく活動を進めます。

## 6、介護保険事業の円滑な推進

- ① 居宅介護支援事業、訪問介護事業、通所介護事業、訪問入浴介護事業、短期入所生活介護事業、福祉用具貸与事業、グループホーム、小規模多機能型居宅介護事業、

介護老人保健施設、通所リハビリテーション事業、特定福祉用具販売事業、特定施設入居者生活介護事業の介護保険事業については引き続き地域福祉事業との融合により、地域とのつながりを生かして、高齢者が生き生きと安心して暮らせる社会を実現するため、質の高い介護サービスを提供します。また、高齢化が急速に進む中、第5期介護保険事業計画に沿った新たなサービス事業の整備を検討します。

- ② 要介護者の人格を尊重するとともに、法令を遵守し、要介護者のために忠実に職務を遂行するよう努めます。
- ③ 職員が誇りや安心感をもって仕事ができる労働環境の整備に努めます。介護職員の処遇改善についても賃金の改善及び非正規職員から正規職員への登用、腰痛対策、心の健康づくり講習等を実施し、処遇改善に努めます。
- ④ 介護サービスは利用者の方が安心して、自分が望む自立した生活を継続して実現するための支援であり、そのためには、利用者の方の安全を確保し、安心感を持ってもらうために、職員の意識、技術、対応能力などの高い専門性が求められます。利用者の方の尊厳を大切にするという理念のもと、職員教育の徹底を図ります。
- ⑤ 職員の資格取得についても積極的に推奨し、レベルアップに努めます。
- ⑥ 今後を見据えて、多数の事業所間で効果的な人事交流を行い、各人が培ってきた能力やネットワークを活用し、住民との更なる信頼関係の構築に繋げていきます。
- ⑦ 介護施設が地域の拠点として、住民に活用されることは開かれた施設づくりとしても重要であり、もてる機能を住民に還元できるよう有効な活用にも努めます。
- ⑧ 在宅でも安心して安全な生活が送れるよう常に利用者の立場にたった相談援助、情報提供、介護サービスの提供に努めます。
- ⑨ 全事業所において、真摯に苦情解決に取り組み改善に努めると共に第三者委員制度を活用し、利用者の満足度を高め、利用者個人の権利擁護と事業所への信頼確保を図ります。
- ⑩ 職員のリスクに対する意識を高め、リスクマネジメントの徹底を図ります。苦情とヒヤリハットは小さな事柄でも常に報告し、苦情解決委員会で分析の上、再発防止に努めます。
- ⑪ 感染症予防として感染を未然に防止し、早期発見と的確な対応、行動ができるよう感染症マニュアルの徹底を図ります。感染症予防研修会への参加、職員一人ひとりへ落とし込みを行い、危機意識を高めるように努めます。また、医師の指導のもと感染症対策委員会、看護専門部会を定期的に開催し、非常時に迅速に対応できるよ

うにします。

- ⑫ 職員の感染症予防として、インフルエンザの予防接種を実施し、利用者及び職員の健康管理に努めます。

## 7、指定管理施設の適切な運営

指定管理施設については、市の条例及び関係法令等に基づき、公平で透明性のある運営を行い、市が求める指定管理業務を確実に実施します。施設の有効活用、サービスの拡大及び充実、地域の連帯意識の高揚を図ると共に効率的運営かつ管理運営費の削減に努めます。

管理する施設については、消防法令の規定を遵守し、市消防本部の指導のもと自衛消防訓練等を実施するなど安全管理に努めます。

〔施設名〕

- 北秋田市地域福祉センター
- サテライトステーションつづれこ
- 北秋田市阿仁養護老人ホーム「もろび苑」
- 北秋田市森吉生活支援ハウス
- 老人憩いの家「ことぶき荘」
- もろびこども園
- ケアタウンたかのす
- サポートハウスたかのす
- 補助器具センターたかのす

## 8、児童福祉の推進

- ① 市からの委託事業として、児童館の運営に取り組み、明るく楽しく遊べる場の提供と地域における子育て支援の拠点として児童館の機能の充実を図ります。地域住民との交流も積極的に推進します。
- ② 市からの委託事業として、子育てサポートハウス「わんぱあく」の運営に取り組み、就学前、小学校低学年の児童の一時預かりや病児・病後児の保育サービス、子育ての悩み等に関する各種相談など子育て支援事業を推進します。
- ③ 市からの指定管理事業として、もろびこども園の運営に取り組み、就学前乳幼児への「児童発達支援」、就学児童への「放課後等デイサービス」、児童期全般への「相



談支援」を行い、発達支援事業を推進します。

- ④ 昨今、社会問題になっている児童虐待についても地域福祉推進の立場から共通の認識を持ち、虐待の早期発見や対応について学び、子供を守る取り組みを推進します。

## 9、共同募金運動の推進と地域福祉活動の充実

共同募金は長い歴史の中で、助け合いのシンボルとして広く住民に定着しているものの、人口構成や厳しい経済状況、体制のマンネリ化などの要因から募金額は年々減少傾向にあります。また、その用途についても「どこにどのように使われているのかわからない」「見えない」などの指摘もあります。しかし、地域福祉活動を支えるための重要な財源であり、財務状況が厳しい中、ますます重要性は増しております。

また、4回目となる「公募によるボランティア・市民活動応援事業」を実施します。この事業については社協だよりに掲載し、参加する団体を募ります。公募による助成申請、プレゼンテーション(事業説明)方式による公開審査を行い、透明性を図りながら、共同募金の地域福祉活動における役割の明確化と住民参加の促進を図ります。